

共済年金のおはなし…



～ 60 歳未満で退職したらどうなるの？～

前回の共済ニュース 10月号 (No.227) でおはなしいたしましたとおり、退職共済年金を受給するためには、原則として組合員期間等が 25 年以上で、かつ 65 歳以上 (特例による退職共済年金は 60 歳以上) であることが必要です。

この“25 年以上”とは公務員として勤務した期間 (組合員期間) が 25 年以上なければいけないということではありません。国民年金や厚生年金等の公的年金の加入期間と合わせた期間 (組合員期間等) が 25 年以上あれば、退職共済年金の受給期間の資格を得ることができます。

60 歳に到達する前 (または支給開始年齢到達前) に退職された方は、現時点では年金の受給資格を満たしていないため、退職後すぐに年金を受給すること (請求すること) ができません。

将来、年金の支給開始年齢に到達された際に請求手続きを行っていただき、受給していただくこととなります。退職を予定されている方は、以下をご覧ください。

※ 支給開始年齢等については、共済ニュース 10月号 (No.227) をご覧ください。

1 ホームページで自分の年金見込額などが閲覧できます

組合員と 60 歳未満の組合員であった方を対象にして、組合員期間や給料の記録、将来受給できる退職共済年金の見込額などを、ご自身で確認できる「地共済年金情報 Web サイト」が開設されています。ご自身で年金の見込額を確認することができますので、ご活用ください。

既に在職中に利用パスワードをお持ちの方も、退職後は新たなパスワードが必要となります。



利用にあたりましては、下記 URL に直接アクセスするか、奈良県市町村職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会または地方公務員共済組合連合会のホームページから手続きを行ってください。(利用申込み および その手順等については、12～13 頁をご覧ください。)

インターネットが利用できない環境下にある方で、年金見込額などの情報をご覧になりたい方は、所定の申込を行っていただくことによって、Web サイトで閲覧できる情報を自宅に送付することも可能ですので、希望される場合には共済組合年金課までお問い合わせください。

<http://www.chikyonenkin.jp/>
(地共済年金情報 Web サイト)

2 退職後に氏名や住所に変更があれば届出ください

市町村役場等を退職後に住所や氏名等に変更がある場合には、共済組合年金課までご連絡をお願いいたします。

みなさま方が退職され、将来、年金の受給開始年齢に到達した場合、共済組合より直接、ご自宅に、年金請求の手続き案内をさせていただきます。（請求案内は、支給開始年齢に到達される前月の中旬頃送付する予定です。）

このため、退職後に住所や氏名に変更があり、当該変更について共済組合に連絡等がない場合、大切な年金請求案内をお送りすることができませんので、ご面倒ですが今後住所等に変更が生じることがあれば、共済組合年金課までお問い合わせください。

「退職予定者等年金相談会」について

共済組合では、58歳以上の組合員で23年度の退職予定者及び以前に退職した58歳以上の元組合員を対象に、退職後における生活設計の一助となるよう「退職予定者等年金相談会」を行っており、今年度は、県内10箇所の会場において開催し、379名の方々にご参加をいただき、無事終了いたしました。

退職予定者等年金相談会では、年金制度の概要、受給される年金額、退職後に再就職した場合の年金額などについて説明させていただき、その後個人的なご質問・ご相談にお答えしております。

次年度の開催予定等につきましては、次回の共済ニュース4月号に掲載の予定です。

なお、年金相談会は終了いたしました。今後お受取になられる年金の見込額などについては、「地共済 Web サイト」を利用してご自身でご覧いただくことができますのでご活用いただくとともに、年金に関するお問合せについては、共済組合年金課までお願いします。



お問い合わせ先

奈良県市町村職員共済組合 年金課

TEL 0744-29-8266 (課直通)